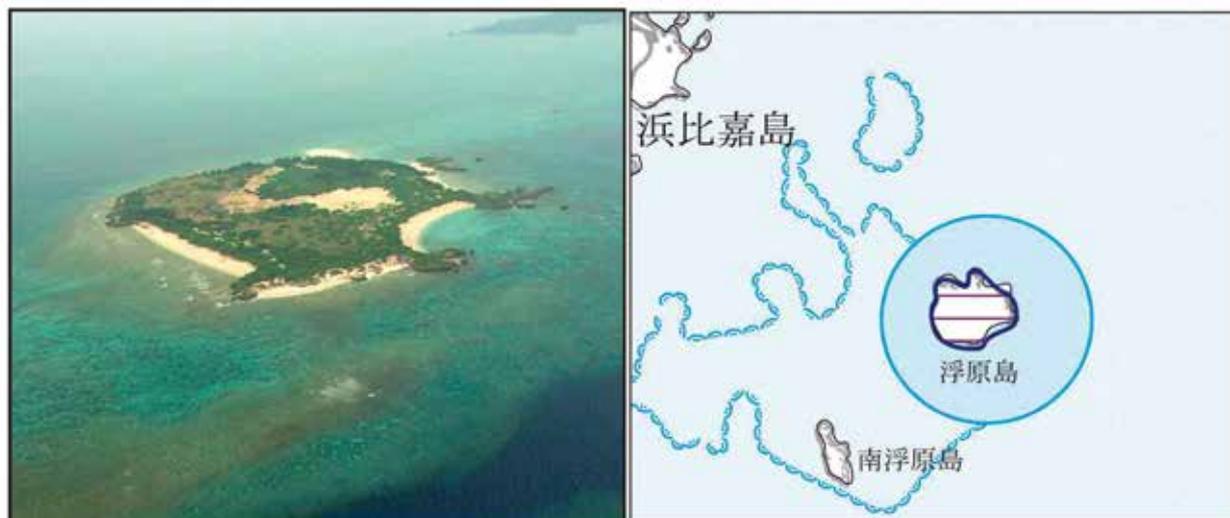


## (15) FAC6181 浮原島訓練場 (Ukibaru Jima Training Area)



## ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 (勝連比嘉)

(イ) 面積：254千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
うるま市	—	—	—	254	254

(ウ) 地主数：115名 (自衛隊施設分に区分)

(エ) 年間賃借料：2千3百万円 (自衛隊施設分に区分)

(オ) 主要建物及び工作物：—

(カ) 基地従業員：—

## イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

○管理部隊名：陸上自衛隊第15旅団

○使用部隊名：海兵隊ほか

(イ) 使用主目的及び使用条件 (5. 15メモ等より)

○使用主目的：訓練場

○使用条件：

a 本施設・区域において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃、訓練用地雷原爆破及び火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は、認められる。緊急の場合の信号目的及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

b 水域は水陸両用訓練のため使用される。

c 現地合衆国政府は、水域を使用する場合は、7日前までに沖縄防衛局に通告を行う。

d 本施設・区域内において、合衆国軍隊は恒久工作物の建設は行わない。

e 使用期間中、合衆国軍隊が本施設・区域内に建てたいかなる仮設工作物の各使用期間が終了次第、合衆国軍隊によって撤去される。

○その他：

水域において、合衆国政府は、航行及び漁業を営むいかなる通常の生産活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。

(ウ) 施設の現状及び任務

本施設は、浮原島全体が訓練場となっており、島の中央部から半径850メートル以内の円形区域が訓練水域である。

昭和53年5月31日までは一時使用施設 (地位協定第2条第4項 (b)) として年間40日に限り米海兵隊の訓練が行われていたが、訓練が行われない時は釣り場、キャンプ場等のレクリエーション

場として利用されていた。

昭和53年6月1日以降は、陸上自衛隊の管理下で陸、海、空の各部隊が常時訓練を行っており、訓練日程等の調整は陸上自衛隊が行っている。

(エ) 共同使用の状況

- a 地位協定第2条第4項(a)：なし
- b 地位協定第2条第4項(b)：米軍による一時使用  
昭和53年10月19日 使用条件年間40日を120日に変更

(オ) 沿革

- 年月日不詳 本施設は、元来高等弁務官布令第20号に基づく使用形態ではなく、訓練に使用する都度、料金を支払っていたようであるが、使用開始時期は不明。
- 昭和47年5月15日 復帰に際し、地位協定第2条第4項(b)の施設として提供され、年間40日を限度として使用。
- 昭和53年6月1日 自衛隊の専用施設となり、陸上自衛隊が施設管理にあたる。
- 昭和53年10月19日 使用条件変更(年間40日を120日に)。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

浮原島訓練場の所在するうるま市には、ほかにホワイト・ビーチ地区や嘉手納弾薬庫地区等が所在し、市面積に占める米軍基地の割合は6.7パーセントである。詳しくはキャンプ・コートニーの項を参照。

浮原島訓練場については、地元側は以前から、年間賃借料による賃貸借にすることを勝連町当局(当時)、那覇防衛施設局に要請していたが、昭和52年企業誘致計画が中止になった頃、年間借料による自衛隊の使用が計画され、地主は同意の方向で了承した。

勝連町当局(当時)は、浮原島を島めぐり観光地の一環とし、特に自然を保持したキャンプ場として利活用する基本構想を計画し、更に昭和51年8月頃にはクルマエビ養殖場として企業誘致の話もあったが、結局訓練場として引続き使用されることになった。

米軍の一時使用施設から自衛隊の専用施設へ使用転換する際、那覇防衛施設局、自衛隊側は、①実弾は使用しない、②ヘリによる救難、救助訓練等が主である、③地元側の立入りは最大限に考慮する、④漁業従事者に迷惑をかけない等のことを口頭で約束している。更に、町(現うるま市)当局・地元側と使用協定文書を手交することは考えていないが、仮に問題が発生すれば既存の関係法令で最大限の措置をすとしてしている。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

昭和56年8月に原因不明の原野火災が発生し約490平方メートルを焼失、昭和57年7月及び平成元年9月には照明弾の使用により約63,000平方メートル、80,000平方メートルを焼失し、平成11年1月には信号弾の使用により約25,000平方メートルを焼失した。

近年、同施設に係る重大な事件・事故は確認されていない。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

なし。